

住民監査請求について

1 住民監査請求とは

住民が市長等の職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

2 監査請求者

勝浦市の住民であることが要件です。

3 監査請求の対象

次の行為等に限られます。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得・管理・処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結・履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- (5) 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実
- (6) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

※ (1)～(4)については、相当の確実さをもって予測される場合も含まれます。

4 監査請求期間

監査請求の対象行為のあった日又は終わった日から1年以上経過している場合((5)、(6)を除く。)には、正当な理由がある場合を除き、監査請求することはできません。

5 監査請求の提出方法

監査を求める請求書を提出してください。また、請求書には、監査請求の対象となる違法又は不当な行為等を証する書類を添付してください。

6 監査請求の提出後の手続き

- (1) 請求書の受付
- (2) 請求書の要件審査
- (3) 監査の実施

請求人に対する証拠の提出及び陳述機会の提供、関係人・関係書類調査等を行います。

- (4) 監査結果の決定・通知・公表

監査請求のあった日から60日以内に、監査委員の合議により、行います。

勝浦市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

1 請求の要旨

※次の事項について記入してください。

- (1) 誰が(請求の対象となる職員)
- (2) いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- (3) その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか
- (4) その結果どのような損害が市に生じているのか
- (5) どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

職業

氏名

⑨

※氏名は自書すること

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

勝浦市監査委員(あて)

※請求書には、監査請求の対象となる違法又は不当な行為等を証する書類を添付してください。